

## 第7回中小企業都市サミット 東大阪宣言

百年に一度といわれる日本経済の危機的状況の中、中小企業都市連絡協議会の6都市における中小企業にとっては、景気変動の影響は計り知れず、受注・生産とも大幅に減少するなど、非常に厳しい経営環境にある。

このような中、各都市においては、地域の実情を踏まえ、様々な施策に取り組んできているものの、今後、より一層の施策展開が求められている。

一方、国においては、景気の底割れリスクを回避すべく、この間、金融対策を中心とした支援策が打ち出されているが、中小企業の受注拡大のための取り組みや、さらなる金融対策を実施し、危機克服に向けて取り組むことが不可欠である。

また、今回の危機とは別に、経済のグローバル化の進展により、アジアをはじめ海外製品との国内市場での競合が激化してきており、日本のモノづくりが今後とも国際競争力のある製品を生産していくためには、生産性の向上と同時に製品等の高付加価値化を進めることが求められている。

このため、高機能の機械設備の導入等による生産性の向上を図る一方、既存技術の改善・改良による技術力や製造精度の向上、自社の強みを活かした多品種少量生産や納期短縮への対応、製品開発力や企画力を活かした新分野進出・最終製品製造業への転換、地域の特色を活かした製品開発、さらには、デザイン産業などとの連携や産学連携など様々な形で高付加価値化を実現していかなければならない。

今回の経済の危機的状況の中、国においては、環境配慮型社会への転換を見据えた低炭素革命などの環境産業支援策が打ち出されている。

最終製品を製造する大企業を中心に、既にそういう視点での製品づくりへの転換が進められているが、中小企業においても、自社製品として環境配慮型製品を製造するといった対応、あるいは、自社の生産工程の改善・改良や新たな設備投資などによりCO<sub>2</sub>排出量の削減を実現するといったエコ・ファクトリーへの転換が求められている。

製造業の操業環境については、中小企業都市連絡協議会の6都市における集

積状況や地理的条件などにより状況が異なるものの、市街地の工場集積地においては、製造業の移転等により生じた工場跡地が住宅に転用されてきており、既存の製造業の操業環境の悪化が進んでいる。

平成20年度中小企業都市連絡協議会合同調査のアンケート結果によると、中小企業集積都市に立地する基盤的技術産業をはじめとした中小企業では、集積都市における立地メリットを評価している。製造業事業所数が減少する中であっても、集積の機能は有効に働いており、基盤的技術産業集積の維持、継承のため、過密や住工混在による敷地拡張・設備増強の困難性といった、成長・発展の障害にもなっている操業環境の制約を改善するための然るべき対策が必要である。

その際、工業系地域の土地利用について、住宅立地を一律に規制するのではなく、工場立地の際にインセンティブを付与することを主眼に住環境と共生しながらも製造業の操業環境を改善し、工場の立地促進を図る方向で施策展開を進めていく必要がある。

日本の製造業は高い国際競争力を誇っているが、これは、中小企業集積都市に立地する技術力の高い基盤的技術産業をはじめとする中小企業の存在によるところが大きく、これらが、日本のモノづくりの国際競争力の源泉である。

そこで、我々6都市は、第7回中小企業都市サミットの協議を経て、この未曾有の経済危機の中でこれら中小企業が、再び輝きを取り戻し、地域の経済や社会を牽引する存在となるとともに、わが国産業を支える存在として活躍できる環境を整備するため、以下の3つの方向性に基つき、積極的に行動を展開することを宣言する。

#### (1) 企業の経営安定化に向けて

資金調達の円滑化につなげるための対策に取り組む

中小企業集積都市の製造業との取引メリットなどをアピールするとともに、中小企業集積都市における製造業の高度な技術力や製品開発力などについて積極的に情報発信する

中小企業集積都市の6都市合同というスケールメリットを生かし、企業間の新たな取引機会等を提供する場づくりに取り組む

ア．大手・中堅製造業と6都市における中小企業との合同商談会を開催する

イ．6都市間の企業交流会を開催し、取引機会等の創出につなげる

ウ．6都市間における企業データベースの広域連携に取り組み、適切

な企業間マッチングにつなげる

これらの取り組みに加え、各都市の地域の実情に応じて、地域経済を支える中小企業の経営安定化に向けた様々な施策を展開する

(2) 高付加価値化に向けて

消費者ニーズ重視のモノづくりや、新分野に挑戦する企業、高付加価値製品製造業への転換を支援すべく、研究開発段階、試作段階、製品化に向けた最終段階などあらゆる局面での支援に取り組む

異業種交流や産学連携などにより高付加価値の新製品や新技術の開発につなげるべく、多様な企業間ネットワークの構築を支援する

製造業との相乗効果が大いに期待できる産業が、参入、創業しやすい環境づくりに努めるとともに、工業デザイナーやデザイン系の大学等と中小企業との連携について、セミナーや研究会、さらには製品開発など、あらゆる局面で結びつきを強化し、高付加価値製品の創出につなげる

地域の特色を活かした地域ブランド戦略の推進を図り、地域ブランドの確立に努める

中小企業の環境負荷低減に向けた取り組みを促し、低炭素な製品づくりへの対応を進める

環境関連等の新しい産業ニーズに中小企業が対応するための設備投資を支援する

グローバル化に対応した高付加価値化を促進する様々な施策に取り組む

(3) 操業環境確保に向けて

工場を新設もしくは増設し、新たに製造業を営む場合など、製造業の立地促進のための優遇制度を充実する

相隣環境上の摩擦防止のため、工場と住宅が共存できるような制度の検討を進める

工場の地域環境や地球環境への配慮の取り組み(エコ・ファクトリー)を促し、環境の改善と魅力の向上を図る

各都市の実情に応じた土地利用のあり方を踏まえ、製造業の操業環境確保と住環境を確保する住工共生のまちづくりを目指す

## 別紙：国等への提言

日本の製造業は高い国際競争力を誇っているが、これは、中小企業集積都市に立地する技術力の高い基盤的技術産業をはじめとする中小企業の存在によるところが大きく、これらが、日本のモノづくりの国際競争力の源泉である。

昨今では、景気底打ちの方向が示されているものの、基盤的技術産業をはじめとする中小企業においては、その実感にはほど遠い状況にあり、依然として厳しい経営環境にある。

我々中小企業集積都市の行政と商工会議所は、東大阪宣言で掲げた3つの方向性を踏まえた施策を積極的に展開していく。国や関係機関等においても小規模事業者やこれら事業者を中心とする基盤的技術産業集積の重要性について改めて認識いただき、基盤的技術産業をはじめとするモノづくりの中小企業集積は、わが国産業の底力であり、代替性のない貴重な存在であることを踏まえ、以下の施策を実施していくことを提言する。

### (1) 企業の経営安定化に向けて

中小企業の資金調達の円滑化等を促進する対策を実施すること

ア．現在、政府系金融機関のみで実施されている元本返済猶予について民間金融機関への対象拡大を図るとともに、信用保証協会による緊急保証枠を拡大すること

イ．制度融資における設備資金融資について、資金回収計画の変更による据置期間の延長や返済額変更等の柔軟な制度の運用を可能とすること

ウ．製造業の技術力向上や技術連携推進のため、経営革新や新連携に対する金融面での支援の拡充を図ること

中小企業の受注機会等の創出に向けた対策を実施すること

ア．環境等新産業分野をリードする企業と中小企業との多様なビジネスマッチングの機会を創出すること

イ．政府による中小企業からの調達をさらに引き上げるとともに公共事業について積極的に前倒しして実施すること

ウ．受注機会を増やすため、現在行われている「低燃費車・省エネ製品等」の普及促進策の上乗せや他の高付加価値製品の購入等に際する助成を行い、需要の拡大を図ること

中小企業が新分野へ進出する際の支援を拡充すること

中小企業に対する法人税の軽減税率の特例の継続と対象所得の金額を拡大し、中小企業の負担の軽減を図ること

中小企業に対する事業承継税制等の拡充を図ること

中小企業のファイナンス手法について、投資育成会社や（独）中小企業基盤整備機構を通じたファンド事業の拡大などにより、中小企業の自己資本比率の強化に繋がる施策を積極的に展開すること

中小企業集積都市が連携して取り組む事業を支援すること

ア．中小企業集積都市の6都市が連携して開催する大手・中堅製造業と6都市における中小企業との合同商談会を支援すること

イ．中小企業集積都市間における企業データベースの広域連携化を支援すること

## （２）高付加価値化に向けて

中小企業の高付加価値化を促進すべく、デザイン産業などを含めた多種多様な業種との連携の必要性や環境への配慮の取り組みの必要性、将来有望視されている産業分野などについて、あらゆるツールを用いて中小企業者にわかりやすい情報提供や啓発活動を実施すること

中小企業集積都市のブランド力を上げ、その地域で操業する事業者への活力を与え、他企業・他地区への刺激となりえる率先した地域づくりとなる地域ブランド事業について継続的に支援すること

中小企業の環境負荷低減に向けた取り組みを促進すべく、中小企業が生産工程の改善や設備の導入を行う際の支援の拡充を図ること

高規格で環境に配慮した「低炭素型集合工場」を建設し、環境関連産業などの集積拠点整備のモデル事業を実施すること

## （３）操業環境確保に向けて

企業立地促進法の支援メニューを、中小企業集積都市の企業・自治体等においても広く活用できるよう各種要件の拡充を図ること

高度化融資制度の都道府県の財源に左右されない貸付方式や、企業立地促進法の支援メニューである「共用施設整備の支援」の対象者に自治体を加えるなどの現行制度の見直しを行い、工場の再配置、集積環境整備に向けた支援策を充実すること

操業環境の悪化に苦しむ中小企業を支援するため、中小企業集積都市が講じる施策に対し、補助金等の助成を行うこと

工場の地域環境や地球環境への配慮の取り組み（エコ・ファクトリー）を進めるため、更なる啓発活動等に取り組むこと